

資 料 提 供

令和元年5月28日
 課 名 建設産業課
 担当者名 寺尾
 内線電話 3822
 直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、令和元年5月28日に、建設業法に基づく建設業者の監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社エネオンズ	代表者氏名	安部 孝文
主たる営業所の所在地	広島市佐伯区五日市町石内 2668		
許可番号	広島県知事許可 (般-26) 第 34964 号		
許可を受けている建設業の種類	建築一式工事業, 内装仕上工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	令和元年5月28日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容 営業停止命令 1 停止を命じる営業の範囲 建設業の営業の全部 2 営業の停止を命じる期間 令和元年6月12日から令和元年6月14日までの3日間			
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
株式会社エネオンズ及び同社の代表取締役は、平成29年2月18日、法定の除外事由がないにも関わらず、同社畑内において、廃棄物であるベニヤ板等約87.22キログラムを焼却した。 このことにより、同社及び同社の代表取締役は、広島簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反によりそれぞれ罰金70万円及び罰金40万円の略式命令を受け、平成29年7月19日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。			